

CSレター

コミュニティ・スクールからこんにちは



こんにちは。川尻茂樹前ディレクターの後任の工藤金悦です。見かけたら気軽に声をかけてください。

「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」は、地域みなさんと学校とが協力して『地域とともにある学校づくり』を目指します。協議会は地域の代表や学校長等で構成されていて、学校経営方針等の承認や評価のほか、学校への意見も可能です。今年5月16日の協議会で学校経営方針等が承認されました。



峰小田植え指導のみなさん

「八峰町では昔から住民が学校行事に協力しているから、そんな難しいことをやらなくてもいいんじゃない？」という声もありますが…、そのことは後日お伝えします。

まずは、地域と学校が協力して行っている「地域が元気になるたからもの」を紹介していきますので、よろしくお願いします。



八小サツマイモ苗植え指導のみなさん

能代警察署からのお知らせ

● **特殊詐欺対策に効果的な自動通話録音警告機を無料で貸出しています。**

1人暮らしの高齢者も安心



Q. 自動通話録音警告機とは？

A. 電話をかけてきた相手に警告メッセージを流します。また、詐欺犯人との通話を自動録音します。

メッセージは「この電話は、振込め詐欺等の犯罪被害を防止するため、会話内容が自動録音されます。」と流れます。犯人は録音されることを嫌うので電話を切ることが期待できますし、録音機能によって犯罪捜査に役立ちます。

Q. 貸出しの条件は？

A. 主に高齢者世帯を対象としています。
※数に限りがあるため、ご希望に添えない場合はご了承ください。

Q. 無料で貸出す期間は？

A. 貸出し期間は、3か月です。（延長も可能です。）
※貸出しは無料ですが、月約40円程度の電気代がかかります。

■問合せ先 能代警察署生活安全課 ☎52-4311

新築・店舗（自由設計）
リフォーム・リノベーション 解体工事
お気軽にご相談下さい



想いをカタチに...

Hachimori House

代表 吉村 毅

〒018-2604 八峰町八森和田表37-3 携帯 080-9635-1603

広告募集

このスペースに
広告を掲載して
みませんか？



問合せ先
企画財政課広報情報係
☎76-4603

特別障害者手当制度のご案内

重度の障害を有する方に対して、その障害によって生ずる特別の負担の軽減を図る一助として手当を支給します。

- 支給対象 ①特別障害者手当…20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする方（施設入所者、長期入院者は除く）
②障害児福祉手当…上記①の要件を概ね満たす20歳未満の方（施設入所者は除く）
- 所得制限 受給資格者、配偶者、扶養義務者に、政令で定める額以上の収入があるときは、支給できません。
- その他 申請手続きなど、詳しいことはお問い合わせください。
- 問合せ先 山本地域振興局福祉環境部（山本福祉事務所） ☎55-8023
八峰町福祉保健課福祉係 ☎76-4608

国民年金のお知らせ

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。



将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、**10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。**

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

国民年金の「後納制度」について

過去5年分までの国民年金保険料が納められます！

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。しかし、**平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」があります。**

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

後納制度を利用するには申込みが必要ですのでお問い合わせください。

- 問合せ先 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490
八峰町福祉保健課保険年金係 ☎76-4608